

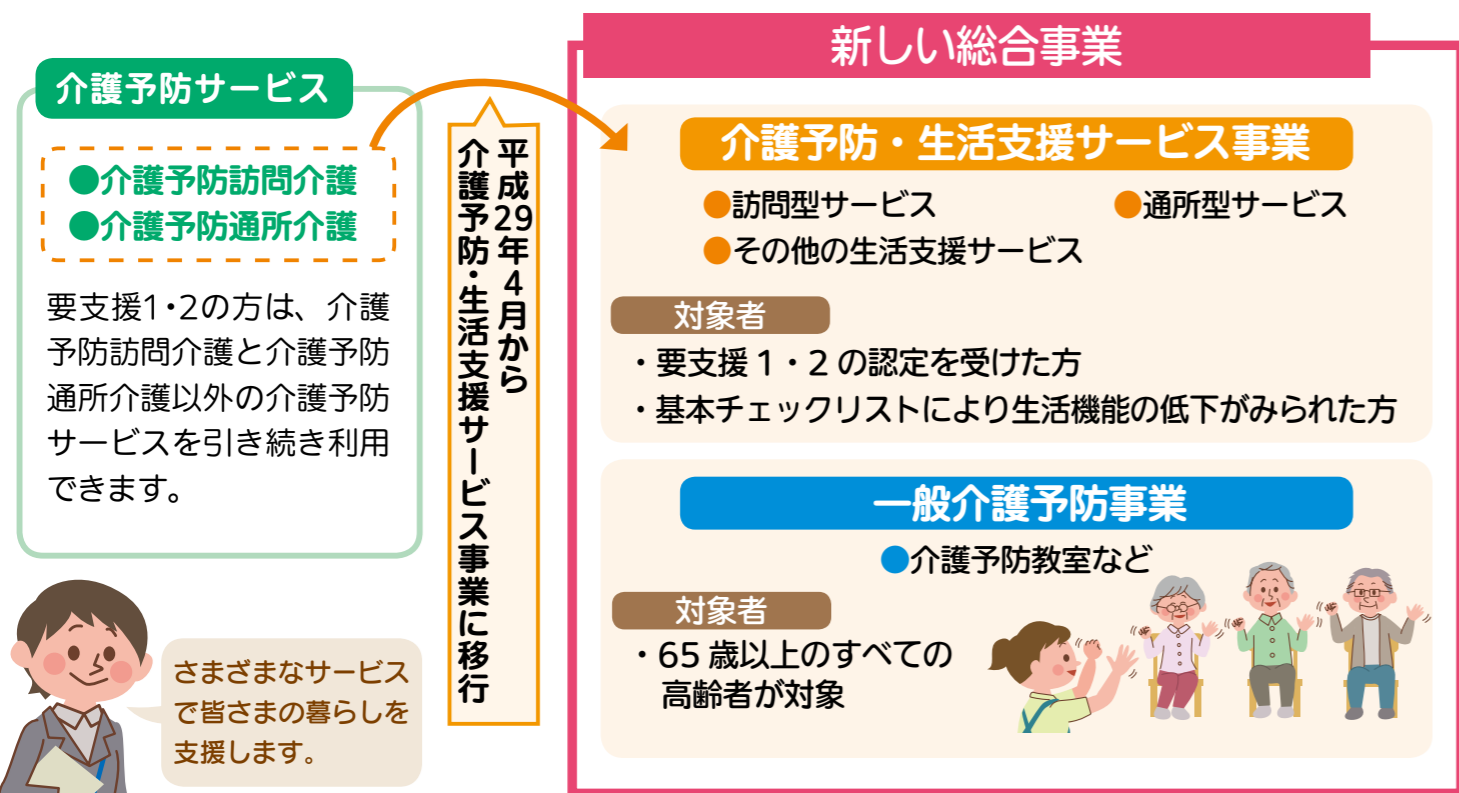
新しい総合事業を利用して自分らしい生活を続けましょう

新しい総合事業とは

新しい総合事業は、高齢者の介護予防と自立した日常生活の支援を目的とした事業で、**介護予防・生活支援サービス事業**と**一般介護予防事業**の二つからなります。地域のニーズや実情に応じた多様なサービスが提供されることが期待されています。

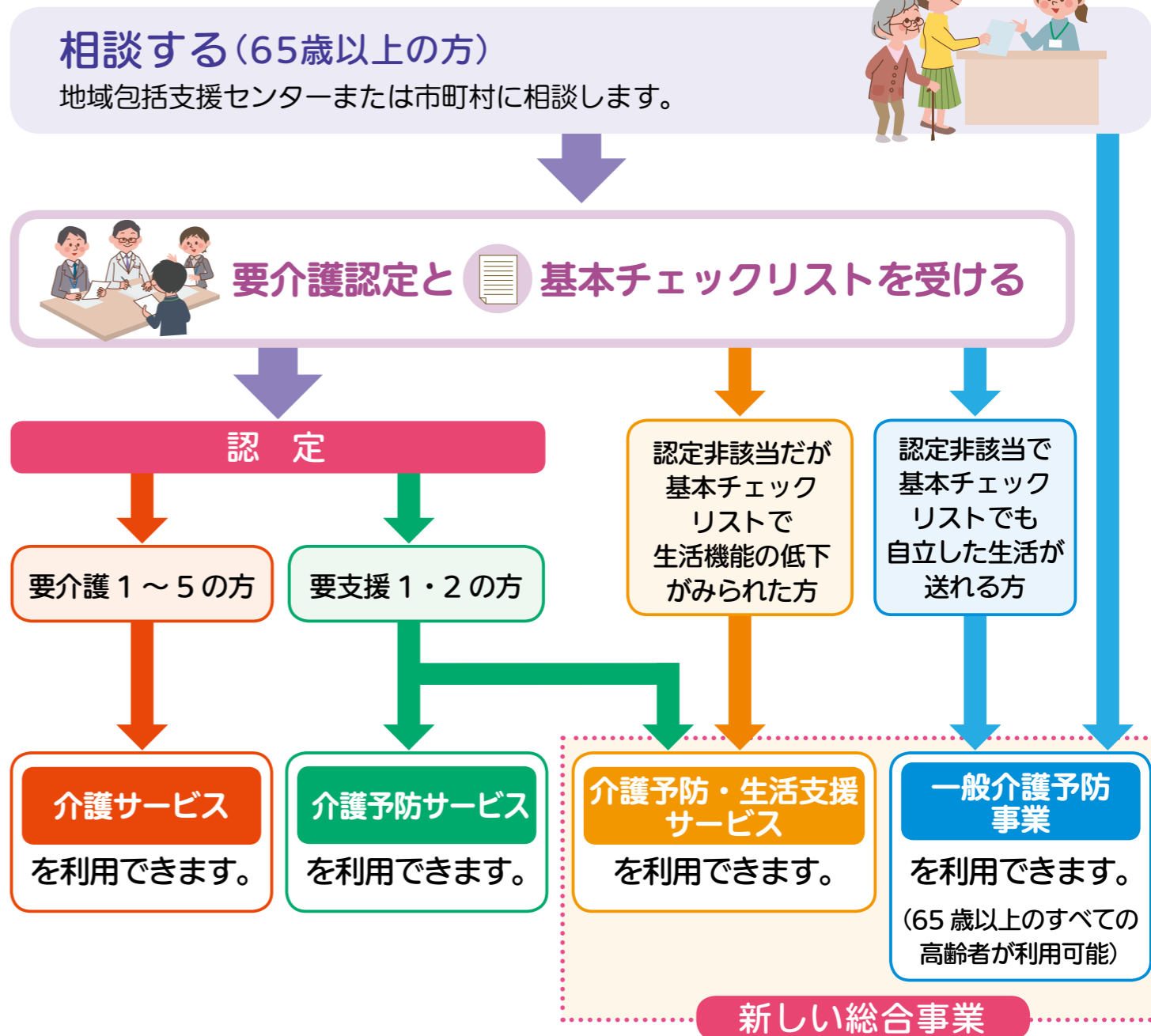
新しい総合事業のポイント

- **介護予防サービス**の「介護予防訪問介護」、「介護予防通所介護」は、**介護予防・生活支援サービス事業**に移行します。要支援1・2の方は、**介護予防・生活支援サービス事業**と「介護予防訪問介護」、「介護予防通所介護」以外の**介護予防サービス**を利用できます。
- 認定非該当の方が、**介護予防・生活支援サービス事業**を希望する場合に、基本チェックリストによる判定でサービスを利用できます。



新しい総合事業 利用の流れ

新しい総合事業には、要支援1・2の認定を受けた方や、基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と、65歳以上のすべての方が利用できる「一般介護予防事業」があります。



基本チェックリストとは

基本チェックリストは、25の質問項目で日常生活に必要な機能が低下していないかを調べます。

基本チェックリスト(一部)

- バスや電車で1人で外出していますか?
- 転倒に対する不安は大きいですか?
- 週に1回以上は外出していますか?
- 今日が何月何日かわからない時がありますか?